

公的芸術支援と表現の自由

憲法の観点から

志田陽子

武蔵野美術大学
(憲法、芸術法)

はじめに

- 「あいトリ」「表現の不自由展・その後」が、中止、⇒再開、⇒文化庁による補助金不交付決定。⇒社会問題に。
- 文化芸術政策における（法的）ルール整備の課題が見えた
- 萎縮の連鎖を止めて市民社会の「表現の自由」をあるべき路線に戻す、という課題も循環的に関連

一般社会の中の表現活動か、公的支援の中の活動か

A 表現の自由（一般）

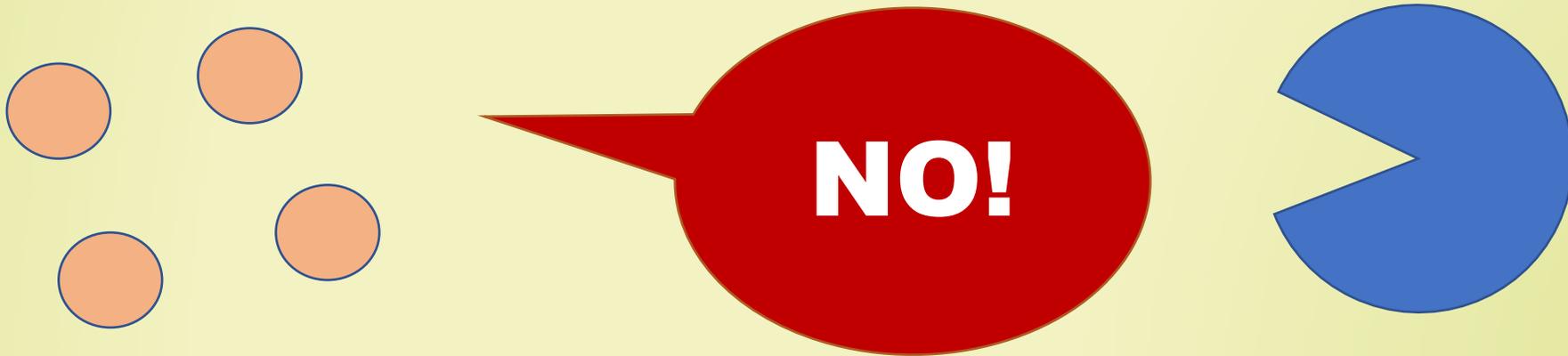
文化庁に採択され、
自治体が引き受けた事業

文化享受者の権利
市民やメディアの
知る権利と表現の自由

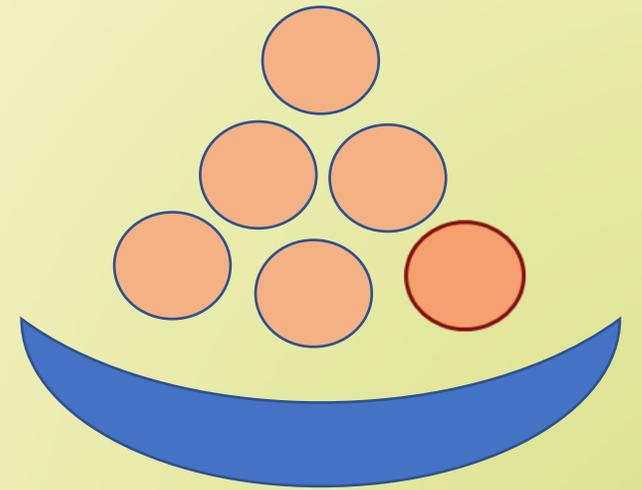
B

芸術の自由

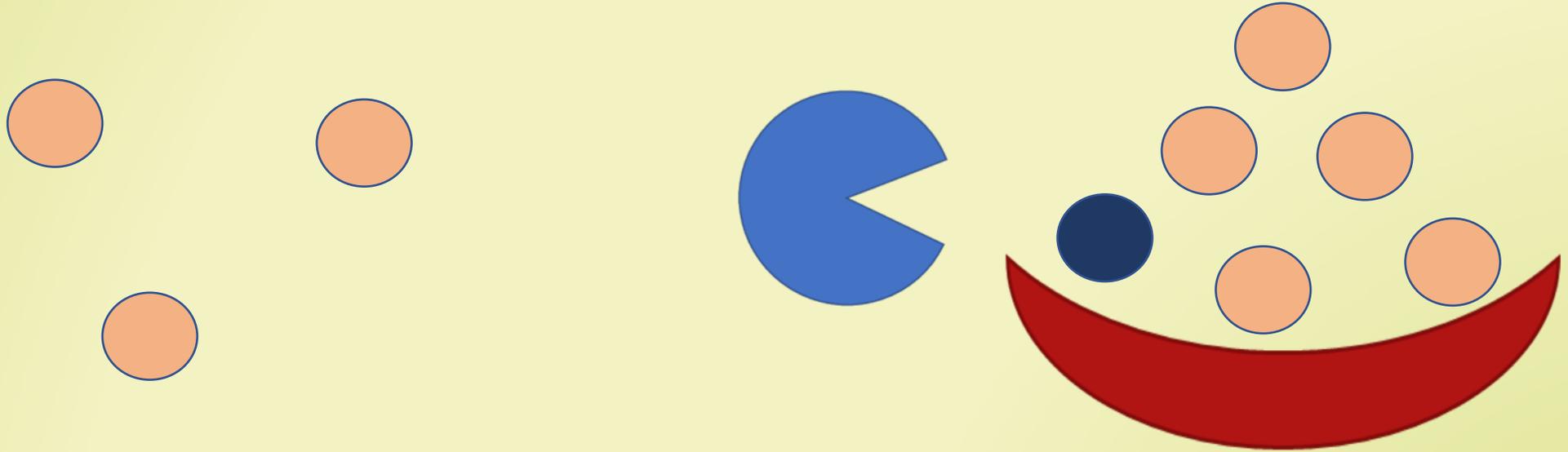
- (A) 「表現の自由」は「国家からの自由」。
《公権力の関与お断り》という権利。
- 「検閲」も《公権力の関与禁止ルール》。



- (B) 公 (国、自治体) の支援はむしろ
- 「公」が支援という形で関与する。
- なおかつ芸術の側に
- 一定の自由が確保されるルール。



「あいちトリエンナーレ」中止問題



一度、支援を受けることが決まった企画に対して中止や打ち切りを命じることができるか？という問題

(3) 公的助成を受ける事業としての芸術祭など (B)

文化芸術基本法の理念 (文化芸術助成事業の根拠法)

公的支援の目的は
文化芸術の基盤の整備、環境の形成

一般市民の文化享受に貢献

表現の自由
活動者の自主性

文化芸術の土壌を育てる

- 文化芸術にかかわる法制度の役割、課題
——文化芸術の基盤の整備及び環境の形成。
- 支援のさいの理念、心構え
——文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、
文化芸術活動を行う者の自主性を尊重しつつ、
文化芸術を国民の身近なものと（していくこと）

(2) 文化芸術基本法を支える憲法の骨組み

- 文化享受の権利（13条「幸福追求権」）、「表現の自由」（21条）。

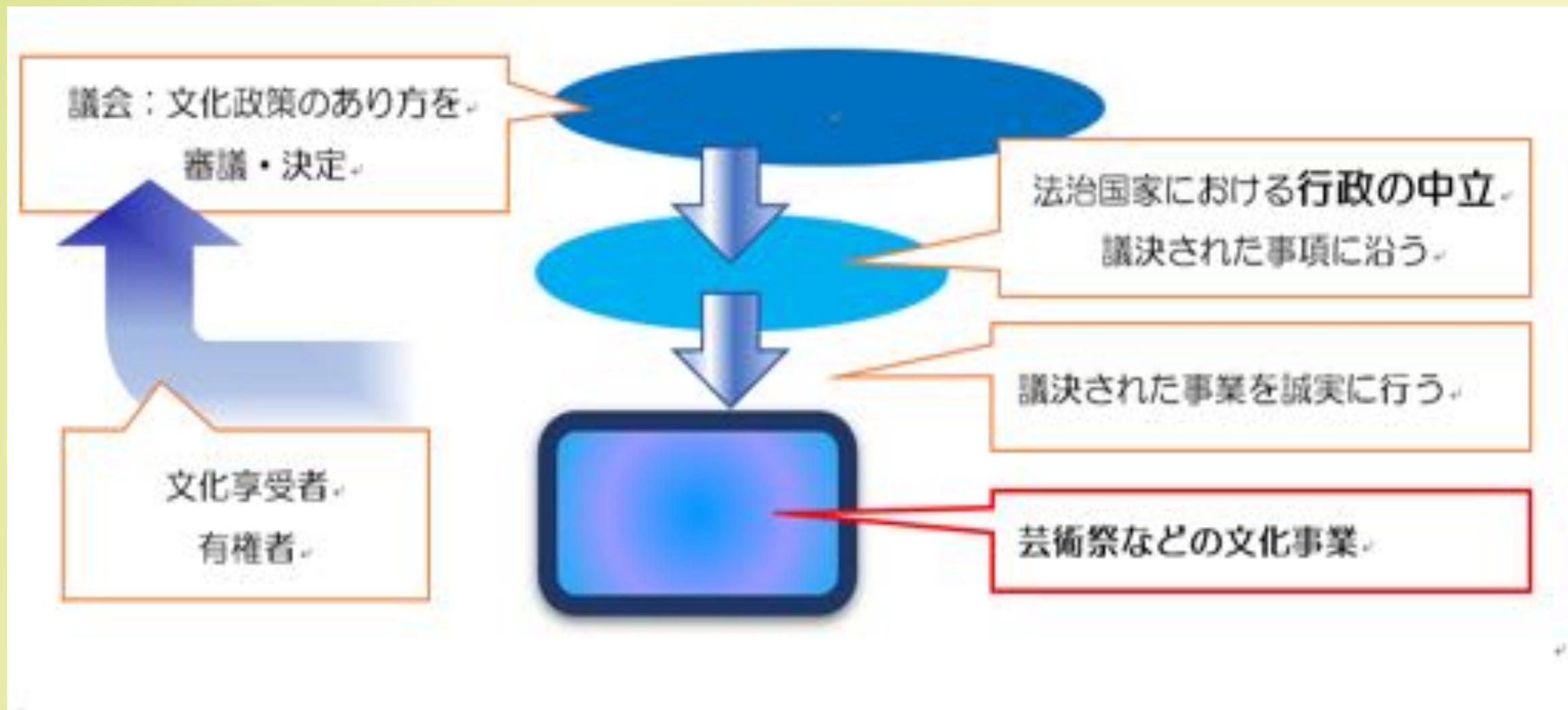
↑ ただし元来は「公権力の関与をお断りする権利」

- 「芸術支援」については、日本国憲法は明文規定なし→許容。
- 下から支えるインフラ支援であれば、憲法の目指す方向に合致。

文化芸術基本法を支える憲法の骨組み

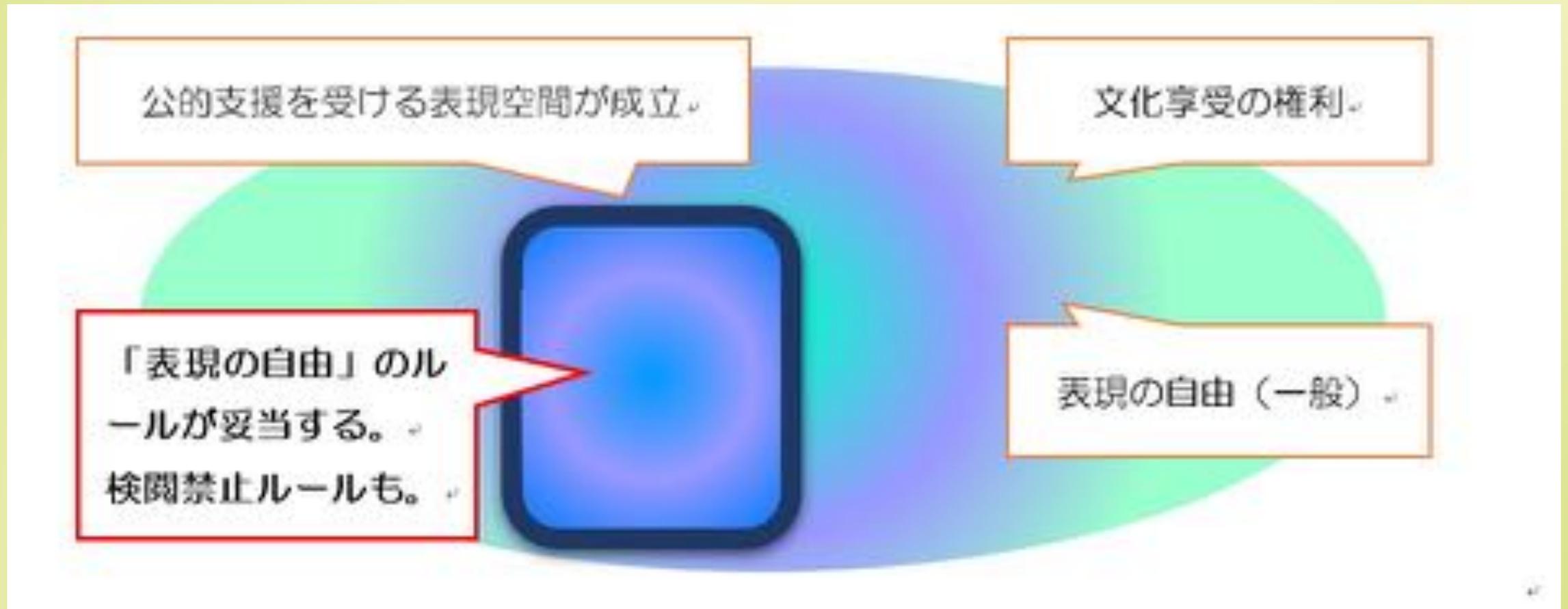
- 公金を支出すること ⇒25条「健康で文化的な…」という言葉から見て、支援には憲法上の根拠がある。
- 26条「教育を受ける権利」：国民の文化教養の充実をはかるための政策は、望ましい方向。

芸術支援における政策と行政



公的な文化芸術支援の中の「自由」保障

活動者の「自主性を尊重」、「表現の自由の重要性を深く認識」



3つの層で考える

b-3 行政担当者は外的条件の整備
＝空間を守るのが仕事

文化享受の権利

b-2 芸術専門家の
判断を信頼

b-1 個々の
活動者の自由

b-3「環境の形成」⇒
行政担当者は、個別心情による妨
害的な反感表現を慎むべき
萎縮効果論の具体化が必要

行政の中立であって、芸術の中立ではない

- 「行政の中立」：行政は本来、一般市民の表現活動（民主主義）を支える立場（とくに公民館、図書館）
- 行政の「政治的中立」の意味：議会に対して：現行法の遵守、議決された施策の誠実な執行。
- 美術館・芸術祭の場合——審査・選別はある。この選別が「政治的中立」であるためにこそ、専門家の判断を信頼する（アームズ・レングス）原則がある。

3 「検閲」か

- 最高裁の定義に拘束されない考え方をとるとしても…
- 抜き身の憲法21条2項の「検閲」とすることの危険
政策決定者が「では文化芸術支援そのものをやめる」と決定したとき、対抗できない
- その前に、文化芸術支援の法制度を生かす理論構成を…

補助金不交付の「検閲」効果、萎縮効果

補助金支出＝外的条件の整備の要

内容に対する補助金操作は、「検閲」と同様の効果を生む行為として、基本法上禁止されていると読むべき

補助金＝活動の実費＝表現活動の足場

公共政策における「自由」を
守るために

(1) 法的なルート

文化芸術基本法と憲法の中の、有効なルール、指針

- 採択と選別については、法的権利義務関係はなく、政策に任されるが…
- いったん採択された文化事業や芸術祭が、中止・取り消しとなる場合は別。ルールが必要。
 - 些細な不備⇒開催後の努力で治癒できるものについて、開催そのものを潰す処分はNG
 - 裁判規範性を認めていく努力が必要
 - ⇒ 不利益を受けた当時者による裁判

(2) 行政のルート (啓発)

- 法令を理解し遵守してもらうこと、手続きルールの見直し
- 形式的合法性よりも、本来の理念、趣旨を
(「公益性」概念に関する議論、
不利益変更に関する「適正手続き」ルールの確認)

⇒ 研修などを通じて、文化芸術に関心を持つ行政職員への啓発活動など

⇒ 芸術系の大学出身者からの公務員採用

(3) 補助金による表現内容の操作を禁止するルールが必要

- 公共政策において補助金は、表現活動の成否を決定的に左右する「基盤」。
- いったん決めたものに対して、内容を理由に支援を撤回することは、《検閲と統制》と類似の効果を持つ。
- 恣意を防ぐルールが必要

(3) 民主過程、社会過程

- 一般の「表現の自由」と異なり、公的な文化芸術支援を受ける権利は、政策上採用された権利憲法上の権利とまでは言えない。
- だからこそ、市民の理解、議員の理解が必要。
- 市民の「芸術の自由」への理解の醸成。
(不寛容な社会の克服、文化戦争の克服、共存の思考)

(4) 表現者同士の経験知の共有

- アート関係者による、アート関係者のための「検閲」対策マニュアルや「表現の自由」擁護マニュアルも出版されている。
- 何かあったときに応援しあえる、互助的な仕組みも必要。
(自発的・主体的な取り組みが必要)
- **試行錯誤を尊重しよう**
やってみて、壁に突き当たってみないとわからないことが多い。

歌でつなぐ憲法の話

歌で考える 表現の自由と不自由



ゲストスピーカー
津田 大介



企画・歌・司会
志田 陽子

ゲストパフォーマー
朝倉 優子

ギター
須藤 祐

ピアノ
沼舘 千佳子

ベース
大澤 逸人

2020.3.7 (土) 開場 16:30 開演 17:00

つのはず

東京都新宿区 角筈区民ホール

前売：2,000円 当日：2,500円

主催：歌でつなぐ憲法の話実行委員会 (utaken@yokoshida.net)

ありがとうございました



写真提供 ART BASE MOMOSHIMA

憲法21条「表現の自由」も「人権の多年にわたる自由獲得の成果」(憲法97条)です。なぜ大切なのか。2019年から2020年は、芸術や映画をめぐって、日本中でこのテーマが噴出しました。その余波は、一般市民の表現にも…。この余波を、憲法の波にするのではなく「自由」への気づきの波にしていきたい。この理解領域に自ら切り込んだ人々のトーク、批判で憲法を揺らしたパフォーマンス、そしてスライドで「表現の自由」の歴史と現在を映し出します。この講演会は、2019年度科学研究費助成事業「アメリカにおける映画をめぐる文化現象と憲法：映画制作から文化芸術政策まで」の成果の一部です。

津田 大介

ジャーナリスト。「あいとりエンターレ 2019」芸術監督、ボリタス編曲家。テレビ朝チャンネル2「津田大介 日本にプラス」キャスター。J-WAVE 「JAM THE WORLD」ニュース・スーパーバイザー。メディアとジャーナリズム、著作権、表現の自由などを専門分野として執筆活動中。主催に『情報戦争を生き抜く』(朝日新書)、『情報の呼吸法』(朝日出版社)、ほか。

志田 陽子

武蔵野美術大学教授(憲法、芸術関連法)、日本女性法律家協会幹事、日本ベンクラブ会員。文化から憲法を考えるとをライブワークに、「映画で学ぶ憲法」「歌でつなぐ憲法の話」などの講演活動を行う。著書『表現の自由』の朝日へ(大塚書店)、『あたらしい表現活動と法』(武蔵野美術大学出版局)ほか。

朝倉 優子

アニメーションフラッシュモブ#かながわ共同代表。パレエビアーティスト。2015年から神奈川県東海側管内で「アニメーションフラッシュモブ」のパフォーマンス活動を開始。



志田 陽子 著作



角筈区民ホール 〒160-0023 新宿区西新宿4丁目33番7号



京王バス
丸の内線ルート「パークハイアット東京前」下車
(新宿駅西口 京王百貨店前21番バスのりば)
小野旅行又は中野旅行「十二社の上」下車
(新宿駅西口 京王百貨店前 20番バスのりば)
京王線
「初台」駅より徒歩10分
地下鉄
大江戸線「都庁前」A5出口より徒歩10分